

## 「独立行政法人会計基準」及び 「独立行政法人会計基準注解」

平成12年2月16日設定  
平成15年3月3日改訂

### 第1章 一般原則

#### 第1 真実性の原則

独立行政法人の会計は、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。(注1)

<注1> 真実性の原則について

- 1 独立行政法人は国の事務及び事業の実施主体であって、その業務の実施に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である国民に開示する責任を負っており、説明責任の観点から、その財政状態及び運営状況を明らかにし、適切に情報開示を行うことが要請される。
- 2 独立行政法人の業務運営については、その自律性及び自発性の発揮の観点から、国による事前統制を極力排除し、事後チェックに重点を置くこととされているが、適切に事後チェックを行うためには、業績評価が適正に行われなければならない。
- 3 このような説明責任の観点及び業績の適正評価の観点から、独立行政法人の会計は、その財政状態及び運営状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

#### 第2 正規の簿記の原則

- 1 独立行政法人の会計は、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関するすべての取引及び事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(注2)
- 2 会計帳簿は、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関するすべての取引及

## 第18 資本の定義

- 1 独立行政法人の資本とは、独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。
- 2 資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類される。

## 第19 資本金等

- 1 資本金とは、独立行政法人に対する出資を財源とする払込資本に相当する。
- 2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の資本であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。(注12) (注13)
- 3 利益剰余金とは、独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。

### <注12> 資本剰余金を計上する場合について

- 1 独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。
- 2 具体的には、以下のような場合が想定される。
  - (1) 国からの施設費により非償却資産又は「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合
  - (2) 国又は地方公共団体からの補助金等により非償却資産を取得した場合
  - (3) 中期計画に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合
  - (4) 中期計画の想定範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合
  - (5) 中期計画の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合
- 3 なお、上記2 (2)、(4) 及び (5) の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。

### <注13> 民間出えん金について

## 「独立行政法人会計基準」及び 「独立行政法人会計基準注解」に関するQ & A

### 第1章 一般原則

Q 0-1 独立行政法人会計基準、同注解及び本Q & Aに詳細な規定がないものの取扱いについては、原則として一般に公正妥当と認められた企業会計原則に依拠した会計処理及び表示によることでよいか。

A

- 1 独立行政法人の会計は、原則として、企業会計原則によること（独立行政法人通則法第37条）とされており、独立行政法人会計基準は、企業会計原則に準拠しつつ、公的な性格を有する等の独立行政法人の特性を考慮し、必要な修正を加えたものである。また、独立行政法人会計基準は、独立行政法人に共通に適用される一般的かつ標準的な基準を示すものであり、この基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められている企業会計原則に従うことになる（独立行政法人会計基準の設定について4参照）。
- 2 また、ここでいう企業会計原則とは、昭和24年7月9日に設定された「企業会計原則」のほか、「金融商品に係る会計基準」、「退職給付に係る会計基準」等の企業会計審議会で設定された会計基準や、「金融商品会計に関する実務指針」、「退職給付会計に関する実務指針」等の日本公認会計士協会会計制度委員会報告等が含まれる広い概念である。

Q 2-1 独立行政法人が備えるべき会計帳簿の体系は何か。

A

- 1 会計基準では、独立行政法人の会計は、正規の簿記の原則に基づいて、その財政状態及び運営状況に関する全ての取引及び事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成しなければならないとされている（会計基準第2参照）。
- 2 複式簿記における基本的帳簿体系は以下のとおり。

Q11-1 備蓄資産は特殊な資産であることから、注解11において有形固定資産に属することとされている。そのように特殊な資産であることから、備蓄資産を市場に放出したときに生じる収益についても損益計算に含めないとしてよいか。

A

- 1 会計基準は、独立行政法人に共通に適用される一般的かつ標準的な基準を示すものであり、この基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められた企業会計原則に従うことになる（独立行政法人会計基準の設定について4参照）。また、会計基準は、独立行政法人の特性等から企業会計原則と異なる会計処理が必要な取引及び事象については、「第11章 独立行政法人固有の会計処理」に他の会計処理とは区分して定めている。
- 2 備蓄資産については、注解11で、有形固定資産に属する旨定めているが、市場放出した場合の会計処理について、固有の会計処理は定められていないため、備蓄資産の市場放出による収益は、通常の有形固定資産の売却の会計処理と同様に損益計算上の収益として処理することとなる。

Q16-1 償却資産を無償取得した場合の会計処理として、貸方項目に資産見返負債を計上することになるのか。

（関連項目：第26 無償取得資産の評価、第80 運営費交付金の会計処理、第82 補助金等の会計処理、第84 寄附金の会計処理）

A

償却資産を無償で取得した場合の扱いについては、以下のとおり、寄附金や運営費交付金によって、資産を取得した場合の扱いに準じて考えることができる。

① 政府から譲与を受けた場合

政府からの譲与については、運営費交付金で償却資産を購入した場合と同様に考えられることから、会計基準第80第4項（1）イと同じ取扱いとする。すなわち、資産見返の負債項目を計上し、毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して収益に振り替えることが適当である。

② 政府以外の者から贈与された場合